

平成二十二年十一月二十四日 午前十時開会

△開 会

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） ただいまから、平成二十二年第三回始良市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（兼田勝久君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第一 会議録署名議員の指名

○議長（兼田勝久君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、議長において法元隆男議員と有馬研一議員を指名します。

△日程第二 会期の決定

○議長（兼田勝久君） 日程第二、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から十二月二十四日までの三十一日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から十二月二十四日までの三十一日間と決定しました。

会期日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

△日程第三 議長諸般の報告

○議長（兼田勝久君） 日程第三、議長諸般の報告を行います。

市長より、損害賠償の額の決定一件及び平成二十二年始良市一般会計補正予算（第五号）に関する報告が、市監査委員からは、例月の現金出納検査の報告書が提出されております。

視察の受け入れについて、十月十四日、千葉県木更津市議会より「重富干潟の環境保全について」、十一月一日と十七日、福岡県うきは市議会と佐賀県吉野ヶ里町議会より、「議会広報」の研修に、十一月十一日に福岡県香春町より「PFI方式による公営住宅建設について」研修の受け入れを行っております。

また、十九日の議会運営委員会までに提出された請願等は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。

議長等の出席した主な行事については、お手元の配付のとおりでありますのでお目通し願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第四 市長の行政報告

○議長（兼田勝久君） 日程第四、市長の行政報告を行います。

市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長笹山義弘君登壇

○市長（笹山義弘君） 平成二十二年第三回始良市議会定例会に

あたりまして、お手元に配付しております資料に基づき行政報告を申し上げます。

まず初めに、「九州新進株式会社・本社工場新築工事の起工式」について申し上げます。

平成二十一年度に旧加治木町と立地協定しておりました「九州新進株式会社」の本社工場新築工事の起工式が、去る十月一日に行われました。

工事期間は、平成二十三年三月末までを予定され、平成二十三年度早々の操業開始となるようであります。

今回誘致いたしました「九州新進株式会社」は漬物の製造工場であり、工場の新設により、新たな雇用の創出はもとより、原材料の契約栽培等を通じて農業の持続的発展や地域の活性化に大きく貢献されるものと期待しております。

第二番目に「日本の森・滝・渚全国協議会の総会」につきまして申し上げます。

去る十月七日から八日にかけて、日本の森・滝・渚全国協議会の平成二十二年度総会が宮崎県日向市で行われました。

総会では、協議会の予算・決算等の承認等が行われ、引き続き行われましたシンポジウムでは、基調講演や事例発表等が、翌日は、現地研修として日向市内の渚等を視察してまいりました。

また、同協議会の来年度の総会開催場所として、始良市が決定しておりますので、会議の中で次回開催地としてのPRをしてまいりました。

第三番目に「自粛されていた各種行事等の開催」につきまして申し上げます。

口蹄疫防疫対策の一環として、始良市から各商工会へ申し入れを行って、開催を自粛されておりました夏祭り等の各種イベントが形を変え、また、例年より遅い時期とはなりましたが、開催されております。

去る十月十日には、加治木地区において始良市誕生花火大会が加治木町商工会主催により、また、十月二十四日には、蒲生地区において、始良市誕生記念蒲生郷商工会花火まつりが蒲生町商工会の主催によりそれぞれ行われました。

なお、始良地区の祭りは、十二月五日に「あいらふるさと祭り」として、始良町商工会が中心となり開催されることとなっております。

第四番目に「企業立地懇話会」につきまして申し上げます。

去る十一月十五日から十六日にかけて、関東地区での企業立地懇話会に出席し、関東地区の企業のトップの皆様方と始良市への企業進出について意見を交わしました。

また、始良市として準備している用地の紹介や誘致企業向けの優遇措置について御説明をいたしました。

今後とも企業誘致につきましては、機会を捉え積極的に推進していきたいと考えております。

最後に「今後の始良市誕生記念行事予定」につきまして申し上げます。

今後の始良市誕生記念行事としては、十二月二十三日に「始良市誕生祝祭「第九を歌う会」」を加音ホールにおいて開催する予定としております。

また、来年二月十六日には、同じく加音ホールにおいて、綾小路

きみまるさん司会によりますNHKの「ごきげん歌謡笑劇団」の公開録画が行われ、三月四日にNHK-B Sで放映される予定となっております。

なお、来年四月二十四日には「始良市の誕生一周年を記念する式典」の開催を計画しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで市長の行政報告を終わります。

△日程第五 報告第七号平成二十一年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（兼田勝久君） 日程第五、報告第七号平成二十一年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、報告を求めます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 報告第七号平成二十一年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定により、平成二十一年度決算に基づいて算定した始良市の健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

第一の健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標であります。すが、すべての比率において、国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、第二の資金不足比率につきましては、公営企業会計である水道事業会計ほか三特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものであります。すが、いずれの会計においても、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

今後とも、引き続き健全な財政運営に努めてまいりる所存であります。

以上で報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） ただいま議題となっております報告第七号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定により議会で報告しなければならぬもので、認定または議決を要するものではありません。

これで報告を終わります。

△日程第六 議案第六六号平成二十一年度加治木町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第七 議案第六七号平成二十一年度加治木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第八 議案第六八号平成二十一年度加治木町地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第九 議案第六九号平成二十一年度加治木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第一〇 議案第七〇号平成二十一年度加治木町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第一一 議案第七一号平成二十一年度加治木町後期高

- △日程第一二 議案第七二号平成二十一年度加治木町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第一三 議案第七三号平成二十一年度加治木町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第一四 議案第七四号平成二十一年度加治木町農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第一五 議案第七五号平成二十一年度加治木町水道事業会計決算認定について
- △日程第一六 議案第七六号平成二十一年度始良町一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第一七 議案第七七号平成二十一年度始良町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第一八 議案第七八号平成二十一年度始良町国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第一九 議案第七九号平成二十一年度始良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第二〇 議案第八〇号平成二十一年度始良町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第二一 議案第八一号平成二十一年度始良町簡易水道

- △日程第二二 施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第二三 議案第八二号平成二十一年度始良町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第二四 議案第八四号平成二十一年度始良町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第二五 議案第八五号平成二十一年度始良町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第二六 議案第八六号平成二十一年度始良町水道事業会計決算認定について
- △日程第二七 議案第八七号平成二十一年度蒲生町一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第二八 議案第八八号平成二十一年度蒲生町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第二九 議案第八九号平成二十一年度蒲生町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第三〇 議案第九〇号平成二十一年度蒲生町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第三一 議案第九一号平成二十一年度蒲生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第三二 議案第九二号平成二十一年度蒲生町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

- て
- △日程第三三 議案第九三号平成二十一年度蒲生町水道事業会計決算認定について
- △日程第三四 議案第九四号平成二十一年度始良郡西部衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第三五 議案第九五号平成二十一年度始良郡西部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第三六 議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第三七 議案第九七号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第三八 議案第九八号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第三九 議案第九九号平成二十一年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四〇 議案第一〇〇号平成二十一年度始良市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四一 議案第一〇一号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第四二 議案第一〇二号平成二十一年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第四三 議案第一〇三号平成二十一年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四四 議案第一〇四号平成二十一年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四五 議案第一〇五号平成二十一年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四六 議案第一〇六号平成二十一年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四七 議案第一〇七号平成二十一年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四八 議案第一〇八号平成二十一年度始良市水道事業会計決算認定について
- △日程第四九 議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件
- △日程第五〇 議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件
- △日程五一 議案第一一一号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件
- △日程五二 議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会

- 計補正予算（第六号）
- △日程第五三 議案第一一三号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）
- △日程第五四 議案第一一四号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第二号）
- △日程第五五 議案第一一五号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）
- △日程第五六 議案第一一六号平成二十二年始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）
- △日程第五七 議案第一一七号平成二十二年始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第一号）
- △日程第五八 議案第一一八号平成二十二年始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第一号）
- △日程第五九 議案第一一九号平成二十二年始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）
- △日程第六〇 議案第一二〇号平成二十二年始良市水道事業会計補正予算（第二号）
- △日程第六一 議案第一二一号始良市過疎地域自立促進計画策定の件
- △日程第六二 議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木特産品売場ふれあい物産館）
- △日程第六三 議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）
- △日程第六四 議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）
- △日程第六五 議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）
- △日程第六六 議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定に関する件（米丸地区いきいき交流センター）
- △日程第六七 議案第一二七号公の施設の指定管理者の指定に関する件（西浦地区いきいき交流センター）
- △日程第六八 議案第一二八号公の施設の指定管理者の指定に関する件（小川内地区いきいき交流センター）
- △日程第六九 議案第一二九号公の施設の指定管理者の指定に関する件（中央A地区いきいき交流センター）
- △日程第七〇 議案第一三〇号公の施設の指定管理者の指定に関する件（下久徳地区いきいき交流センター）
- △日程第七一 議案第一三一号公の施設の指定管理者の指定に関する件（川東地区いきいき交流センター）
- △日程第七二 議案第一三二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（白男地区いきいき交流センター）

ター)

△日程第七三 議案第一三三号公の施設の指定管理者の指定に関する件(迫地区いきいき交流センター)

△日程第七四 議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター)

△日程第七五 議案第一三五号始良・伊佐地区介護保険組合規約の変更について

△日程第七六 諮問第五号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

△日程第七七 諮問第六号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

○議長(兼田勝久君) ○議長(兼田勝久君) 日程第六、議案第六号平成二十一年度加治木町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第七七、諮問第六号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件までの七十二件を一括議題とします。各提出案件の提案理由の説明を求めます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長(笹山義弘君) 今定例会に提案しております議案第六六号から一三五号まで、並びに諮問第五号及び諮問第六号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第六六号平成二十一年度加治木町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第一〇八号平成二十一年度始良市水道事業会計決算認定についてまでの四十三件の平成二十一年度各決算認定の件につきましては、一括して御説明申し上げます。

決算につきましては、それぞれの地方公共団体や一部事務組合で行いますことから、合併前の団体でありました加治木町、始良町、蒲生町の一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定、また一部事務組合でありました始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合の決算の認定を求めるところであります。

これらの決算は、三月二十二日までの打ち切り決算となった上、出納整理期間がありませんでしたので、予算現額と比較いたしますと歳入歳出ともに多額の未執行額が発生する結果となっております。また、合併後の平成二十二年三月二十三日から同三十一日までの始良市の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算の認定についても求めるものであります。

提案いたします各会計の決算の認定議案は、それぞれ監査委員の審査を受けておりますので、その意見や法令で定める関係資料を添えまして、議会の認定を求めるところであります。

平成二十一年度の主な事業内容につきましては、別添の主要な施策の成果の説明書に記載しておりますので、ここでは総体的なことにつきまして申し上げます。

まず、議案第六六号から議案第七五号までの加治木町の各決算について申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が七十七億一千六百八十万一千円、歳出が八十三億五千四百五十六万円で、歳入の不足額六億三千七百七十五万九千円は、一時借入金を用いし決算いたしました。

歳出の主なものは、須崎公共用地利用促進のための土地購入事業、私立保育所の新築・増改築に対して補助を行った次世代育成支援対策施設整備事業、ほ場整備などを行う農村振興総合整備事業、国の

地域活性化交付金を活用した安全・安心な学校づくり事業及び学校ICT環境整備事業並びに合併関係事業などであります。

次に、簡易水道事業特別会計においては、上場地区、中野地区の簡易水道施設の維持管理を行いました。

決算額は、歳入が七千三百六十七万五千円、歳出が六千六百二十一万五千円で、歳入歳出差引額は七百四十六万円となりました。

次に、地域下水処理事業特別会計においては、加治木町新生町を中心に集中合併処理方式により快適な生活環境保全と、施設の点検維持管理を図ってまいりました。

決算額は、歳入が二千九百五十八万円、歳出が二千六百八十一万一千円で、歳入歳出差引額は二百七十六万九千円となりました。

次に、国民健康保険特別会計においては、主に被保険者の医療費に係る支出や、支援金、納付金、拠出金などの支払基金への支出及び保険証の交付等や保険税の賦課に係る支出、特定健診や特定保健指導に係る支出を行いました。

決算額は、歳入が十九億四千四十三万四千円、歳出が二十一億九千三百二十八万八千円で、歳入の不足額二億五千二百八十五万四千円は、一時借入金を充用して決算いたしました。

次に、老人保健医療特別会計においては、平成二十年三月で老人保健医療制度が廃止され、後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、過誤調整のみの医療費の支払いと、平成二十年度実績精算により支払基金へ医療費交付金の返還をいたしました。

決算額は、歳入が六百七十一万二千元、歳出が三百五十三万三千円で、歳入歳出差し引き額三百七十九千円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計においては、後期高齢者に適切な

医療の給付を行うために、資格・給付関係事務及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ保険料を納付いたしました。

また、長寿健康診査や訪問指導により、後期高齢者の健康保持と医療費の適正化に努めました。

決算額は、歳入が二億三千百三十三万二千元、歳出が二億二千六十一万四千円で、歳入歳出差引額は一千七十一万八千円となりました。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定においては、被保険者からの介護保険料及び制度の中で定められております国・県・町からの介護給付費負担金等と支払基金からの交付金等を主な財源として、介護保険制度の安定的な運営を実施するための被保険者の資格管理や認定調査に係わる事務及び制度の趣旨普及のほか、介護保険サービスマ利用に伴う各種給付費の支給などを行いました。

決算額は、歳入が十三億六千九百八十六万七千円、歳出が十三億九千三百三十一万六千円で、歳入の不足額二千三百四十四万九千円は、一時借入金を充用して決算いたしました。

次に、介護保険特別会計介護サービスマ事業勘定においては、介護保険における「要支援一」、「要支援二」の認定者に対し、延べ二千六百六十五件の介護予防サービスマ計画を作成しました。

決算額は、歳入が一千五百四十六万二千元、歳出が一千五百六十五万七千円で、歳入の不足額十九万五千円は、一時借入金を充用して決算いたしました。

次に、農林業労働者災害共済事業特別会計においては、農林作業中の事故による休業や傷害等について、本人の掛金と一般会計からの繰出金を基に補償を行う共済事業を実施いたしました。



決算額は、歳入が八十万四千円、歳出が七十六万五千円で、歳入歳出差引額三万九千円となりました。

次に、水道事業会計においては、災害に強く安定した給水と、安全で良質な水道水を効率的に供給するため、老朽管の更新や管網整備を実施するとともに、取水井戸の築造工事などを実施いたしました。

決算額は、収益的収支につきましては、上水道事業収益が三億八千八百二十七万六千円、上水道事業費用が三億百四十五万九千円で、収支差引額八千六百八十一万七千円となり、消費税を整理した当年度純利益は、七千二百六十五万四千円となりました。

また資本的収支では、収入が一億二千六百九十八万九千円、支出が二億六千七百五十万五千円で、差引不足額一億四千五十一万六千円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金などで補ってまいりました。

次に、議案第七六号から議案第八六号までの始良町の各決算について申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が百一億三千十一万一千円、歳出が百十八億七千六十万一千円で、歳入の不足額六億七千七百四十九万九千円は、一時借入金を用いし決算いたしました。

歳出の主なものは、三町合併に伴う電算システム統合経費や庁舎改修経費等の合併移行準備事業、私立保育所の新築・増改築に対して補助を行った次世代育成支援対策施設整備事業、新型インフルエンザワクチン接種や女性特有のがん検診に係る事業、まちづくり交付金を活用した街路整備事業及び建昌小学校校舎の大規模改造工事などです。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定の決算額は、歳入が四十億三千百六十四万四千円、歳出が四十三億四千三十三万二千円で、歳入の不足額三億八百五十二万八千円は、一時借入金を充用し決算いたしました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定においては、北山診療所を運営し、へき地診療の要として、診療はもとより、疾病の早期発見や介護予防を視野に入れ、北山・木津志地区の地域包括医療の充実に取り組みました。

決算額は、歳入が八千七十三万二千円、歳出が七千二百五十三万七千円で、歳入歳出差し引き額は八百九十九万五千円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が四億四千二百三十八万八千円、歳出が四億三千四百三十九万二千円で、歳入歳出差引額七百九十八万八千円となりました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、老人保健医療特別会計の決算額は、歳入が四千八百七十五万九千円、歳出が千六百五十四万五千円で、歳入歳出差引額三千二百二十万五千円となりました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、簡易水道施設事業特別会計においては、成美地区、白浜地区の簡易水道施設、木場地区、堂山・山花地区、中甌地区、池平地区、目木金地区の飲料水供給施設の維持管理を行いました。

決算額は、歳入が三千七百三十八万三千円、歳出が三千三百九十七万一千円で、歳入歳出差引額三百四十一万二千円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計においては、農業集落排水地域

におけるし尿・生活雑排水などの汚水・汚泥を処理する処理場の維持管理を行うとともに、排水施設へのつなぎ込みについての普及啓発に努めました。

決算額は、歳入が七千五百六十七万円、歳出が六千九百九十万六千円で、歳入歳出差引額五百十六万一千円となりました。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入が二十七億二千三百七十四万五千円、歳出が二十五億七千七百六十九万四千円で、歳入歳出差引額一億四千六百五十一万一千円となりました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定においては、加治木町と同様、介護予防サービス計画を作成いたしました。

件数は、延べ四千四百七十件であります。

決算額は、歳入が三千八十六万五千円、歳出が三千八十六万二千円で、歳入歳出差引額三千円となりました。

次に、土地区画整理事業特別会計においては、帖佐第一地区において事業計画に基づく最後の工事となりました道路築造・整地工事と換地処分へ向けた出来形確認測量・区画整理登記建物所在図作成業務等を実施いたしました。

保留地の処分状況は、十画地、面積千七百六十七・七七平方メートルで、処分価格は六千九百五十六万九千九百八十四円であります。決算額は、歳入が二億三千五百十四万四千円、歳出が一億二千八百二十三万六千円で、歳入歳出差引額一億六百九十万八千円となりました。

次に、水道事業会計においては、災害に強く安定した給水と、安全で良質な水道水を効率的に供給するため、老朽管の更新や管網整

備を実施するとともに、浄水場設備の改修工事などを実施いたしました。

決算額は、収益的収支につきましては、上水道事業収益が七億四千五百四十二万三千円、上水道事業費用が五億九千三百九十三万円で、収支差引額一億五千四百九十九万三千円となり、消費税等を整理した当年度純利益は一億四千九十六万八千円となりました。

また資本的収支では、収入が五千六百四十八万二千円、支出が三億九千六百五十二万五千円で、差引不足額三億四千四万三千円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしました。

次に、議案第八七号から議案第九三号までの蒲生町の各決算について申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が三十五億一千三百七十六万二千円、歳出が四十億五千八十万三千円で、歳入の不足額五億三千七百四万一千円は、一時借入金を充用し決算いたしました。

歳出の主なものは、「蒲生の大クス」を中心とした観光ルート整備事業、過疎対策事業債を活用した道路整備事業、国の地域活性化交付金を活用した安心・安全な学校づくり事業、大楠運動公園整備事業並びに合併関係事業などあります。

次に、国民健康保険特別会計の決算額は、歳入が八億八千二百三十五万四千円、歳出が八億二千九百九十七万二千円で、歳入歳出差引額六千三百八十二万二千円となりました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、老人保健特別会計の決算額は、歳入が三千三百四十六万六千円、歳出が一千百七十七万九千円で、歳入歳出差引額二千二百二十

八万七千円となりました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入が六億八千九百九十六万六千円、歳出が六億五千二百二十三万五千円で、歳入歳出差し引額三千七百七十三万一千円となりました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、簡易水道事業特別会計においては、漆地区、西浦地区の簡易水道施設の維持管理を行いました。

決算額は、歳入が一千八百八十二万二千元、歳出が一千五十一万円で、歳入歳出差引額百三十一万二千元となりました。

次に、後期高齢者医療保険特別会計の決算額は、歳入が八千九百一十一万一千円、歳出が八千八百三十三万五千円で、歳入歳出差引額七十七万六千円となりました。

事業の概要は、加治木町と同様であります。

次に、水道事業会計においては、災害に強く安定した給水と、安全で良質な水道水を効率的に供給するため、老朽管の更新や管網整備を実施するとともに、水源地の取水代替施設の改修工事などを実施いたしました。

決算額は、収益的収支につきましては、上水道事業収益が一億一千二百四万六千円、上水道事業費用が一億二百三十七万七千円で、収支差引額一千万九千円となり、消費税を整理した当年度純利益は六百万五千円となりました。

また資本的収支では、収入が六百五十七万七千円、支出が六千五百五十六万二千円で、差引不足額五千八百九十八万五千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、議案第九四号始良郡西部衛生処理組合一般会計の決算について申し上げます。

始良郡西部衛生処理組合では、地域住民の生活環境と衛生業務であるし尿処理、塵芥処理及び火葬業務を実施いたしました。

決算額は、歳入が十億七千八百六十一万九千円、歳出が九億八千四百七十八万円で、歳入歳出差引額九千三百八十三万九千円となりました。

次に、議案第九五号始良郡西部消防組合一般会計の決算について申し上げます。

始良郡西部消防組合では、火災、救急、救助業務に取り組みました。

また、始良分遣所に高規格救急自動車を新規に配備し、救急業務の高度化を図っております。

決算額は、歳入が八億一千五百二十六万六千円、歳出が七億九千九百九十一万円で、歳入歳出差し引き額一千五百三十五万六千円となりました。

次に、議案第九六号から議案第一〇八号までの始良市の各決算について申し上げます。

これは、合併日の平成二十二年三月二十三日から同三十一日までの期間に係る決算であります。

まず、一般会計について申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が六十億四百六十七万七千円、歳出が五十一億二千四百九十五万八千円で、歳入歳出差引額は八億七千九百六十四万九千円となりました。

歳入では、旧三町からの歳計剰余金や出納整理期間に収納された

市債や国・県支出金などが主なものであります。

また歳出では、旧三町の打ち切り決算時に一時借入金を充用して決算いたしました関係で、その償還金を支出した諸支出金や起債の償還である公債費、建設工事等に係る経費がその主なものであります。

また、年度途中の合併であったことから、始良市での財政指数の算出はできませんが、平成二十一年度の地方財政状況調査、いわゆる決算統計時に旧三町、始良郡西部衛生処理組合、始良郡西部消防組合及び始良市の決算を合算して算出した指数では、経常収支比率が九〇・七％、実質公債費比率が一三・五％となっております。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定につきましては、主に合併日以降に請求された旧町の医療費に係る支出や、支払基金への支援金、納付金、拠出金などの支出及び旧町での打ち切り決算時に充用した一時借入金の償還金の支出を行いました。

決算額は、歳入が十五億五千八百六十三万二千元、歳出が十二億三千九百五十二万五千元で、歳入歳出差引額三億一千九百七十七円となりました。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定においては、北山診療所を運営し、決算額は、歳入が千九百八十三万五千元、歳出が五百六十五万九千元で、歳入歳出差引額一千四百七十七万六千元となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計においては、主に合併後に収納した保険料を鹿児島県後期高齢者医療広域連合に納付いたしました。

決算額は、歳入が三千六百六十六万六千元、歳出が三千三百七十七万六千元で、歳入歳出差引額二百二十九万九千元となりました。

次に、老人保健医療特別会計においては、主に平成二十年度実績

精算により国及び鹿児島県へ医療費交付金の返還をいたしました。

決算額は、歳入が五千八百五十七万五千元、歳出が四千八百三十五万一千円で、歳入歳出差引額一千二十二万四千円となりました。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入が七億八千三百九十五万七千元、歳出が五億二百五十万五千元で、歳入歳出差引額二億八千四百四十五万二千元となりました。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定においては、三町の要支援認定者数延べ千三百七十七件の給付実績があり、決算額は、歳入が六百六十一万円、歳出が五百五十八万八千元で、歳入歳出差引額百二十二万二千元となりました。

次に、簡易水道施設事業特別会計においては、旧三町から継続して簡易水道施設及び飲料水供給施設の維持管理を行いました。

決算額は、歳入が千四百九万八千元、歳出が四百七十九万七千元で、歳入歳出差引額九百三十万一千円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入が六百二十七万二千元、歳出が二百十三万一千円で、歳入歳出差引額四百四十四万一千円となりました。

次に、地域下水処理事業特別会計の決算額は、歳入が四百六十二万六千元、歳出が百四十六万八千元で、歳入歳出差引額三百十五万八千元となりました。

次に、農林業労働者災害共済事業特別会計の決算額は、歳入が三万九千元、歳出が三千元で、歳入歳出差引額三万六千元となりました。

次に、土地区画整理事業特別会計においては、平成二十一年度下期分の市借入金に対する元金と利子の償還を行いました。

決算額は、歳入が一億一千六百三十二万五千元、歳出が一億十六万四千元で、歳入歳出差引額一千六百十六万一千円となりました。

次に、水道事業会計においては、合併前の三町の水道事業を引き継ぎ、合併後においても安全で良質な水道水を供給し、効率的な事業運営による健全経営の確保に努めるべく、維持管理等の業務を行いました。

決算額は、収益的収支につきましては、上水道事業収益が百二十八万一千円、上水道事業費用が四百七十三万九千円で、収支差引額三百四十五万八千円の不足が生じ、消費税等を整理した当年度純損失が三百三十六万七千円となりましたが、旧三町の純利益を含めた二十一年度全体では二億一千六百四十六万円の純利益となっております。

また資本的収支では、収入は無く、支出が二千三百三十五万円で、差引不足額二千三百三十五万円は減債積立金で補てんいたしました。

次に、議案第一〇九号始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成二十二年八月十日付けの人事院勧告に伴う給与改定及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正、並びに超過勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の新設に伴い、「始良市職員の給与に関する条例」、「始良市長等の給与に関する条例」、「始良市教育長の給与等に関する条例」、「始良市職員の育児休業等に関する条例」、「始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について、所要の改正をしようとするものであります。

まず、第一条におきまして、一般職の職員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律の施行に伴う月六十時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び人事院勧告に伴う本年十二月に支給する期末・勤勉手当の引き下げ、五十五歳を超える六級以上の職員の給料一定率減額並びに給料表の引き下げ改定等を規定し、第二条で来年度以降の期末・勤勉手当の改正を規定しております。また、第三条で市長及び副市長の期末手当の引き下げ、第四条で来年度以降の期末手当の改正を規定し、第五条及び第六条は同様に教育長の期末手当の引き下げを規定しております。

第七条におきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者が育児休業中の場合においても育児休業等ができることなどの改正を規定し、第八条におきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う、月六十時間を超える超過勤務に係る時間外勤務代休時間の新設等について規定するものであります。

また、附則におきましては、十二月支給の期末手当に関する特例措置として、本年四月からこの給与改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、引き下げ改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員を対象に、四月の給与に調整率〇・二八%を乗じて得た額に四月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、六月に支給された期末・勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、十二月期の期末手当の額で減額調整する旨の規定等、給与改定等に伴い関係する条例の改正について規定するものであります。

次に、議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、

御説明申し上げます。

帖佐第一地区土地区画整理事業につきましては、移転・工事等が完成し、換地処分のでめどがつき、清算金の徴収または交付までの工程が見えてきましたので、今回清算金の分割徴収に係る利子の率を、土地区画整理法施行令に基づき改正をしようとするものであります。次に、議案第一一一号始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

消防法により、指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う製造所等の所有者等は、法令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされております。

また、市町村長等からの設置許可等については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、製造所等の容量の区分に従って標準手数料が定められております。

このたび、屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、手数料を引き下げる政令の一部改正が公布され、平成二十二年十月一日に施行されました。

始良市においても、これに基づき、当該手数料の額を引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業、生活保護費支給事業、私立保育所措置事業、障害者自立支援給付事業、農村振興総合整備事業など国・県補助事業の事業費増減による所要の経費を計上いたしました。

まず、第一条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補

正内容を申し上げます。

お手元の予算書二十三ページの総務費関係について申し上げます。総務管理費の財産管理費千二百三十六万九千円の追加は、光回線を利用して各庁舎間の電話を内線化するIP電話交換機等改修委託及び始良庁舎のマイクロバス出入り口改修工事費等が主なものであります。

二十四ページの情報管理費二千六百万円の追加は、北山、木津志、上名地区及び漆地区を対象としたブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業であります。

水道事業費千七百二十七万二千円の追加は、蒲生地区の無水源地域簡易水道整備事業に係る償還金並びに水道事業部に所属する職員に支給する児童手当及び子ども手当に係る繰出金であります。

二十五ページの徴税費の、税務総務費百十六万円の追加は、追録代などの消耗品費とレジスターの購入経費であります。

賦課徴収費九百二十万二千円の追加は、平成二十三年度分の市税等納付書などの印刷製本費並びに国税連携システム改修委託料が主なものであります。

二十七ページの選挙費百二十四万一千円の追加は、平成二十三年三月二十二日で任期満了となります農業委員会委員選挙、及び平成二十三年四月二十九日で任期満了となります県議会議員選挙に係る経費の追加、並びに本年四月に執行いたしました市長・市議会議員選挙費用の執行残の減額が主なものであります。

次に、三十ページの民生費関係について申し上げます。

社会福祉費の障害福祉費七千六百二十八万九千円の追加は、障害者自立支援や身体障害者厚生医療などの扶助費が主なものでありま

す。国民健康保険費二百六十六万六千円の追加は、国民健康保険特別会計への出産育児一時金の繰出金であります。

三十一ページの介護保険費百七十四万八千円の追加は、介護保険特別会計事業勘定への繰り出しを追加し、介護保険サービス事業勘定への繰り出しを減額するものであります。

社会福祉施設費二千五百万三千円の追加は、グループホームのプリンクラー及び自動火災通報装置設置整備などに対する地域介護・福祉空間整備事業補助金が主なものであります。

三十二ページの児童福祉費の児童福祉施設費一億一千百三十七万一千円の追加は、私立保育所措置費や放課後児童対策事業委託料が主なものであります。

三十三ページの生活保護費の生活保護総務費二百三十二万円の追加は、生活保護の新規申請者の増加に伴う職員の時間外勤務手当や、ケースワーカーの賃金が主なものであります。

生活保護扶助費一億四千九百八十五万円の追加は、医療扶助費などであります。

次に、三十四ページの衛生費関係について申し上げます。保健衛生費の予防費一千四百万円の追加は、新型インフルエンザワクチン接種委託料であります。

三十五ページの清掃費の塵芥処理費百二十万円の追加は、目木金不燃物捨場のコンプレッサーの修繕料が主なものであります。

次に、三十六ページの労働費関係について申し上げます。労働諸費三百三十一万八千円の追加は、県に設置されているふるさと雇用再生特別事業基金から交付される補助金を活用して、錦江湾の国立公園化に向けたエコツーリズム拠点整備事業委託料であります。

す。

次に、三十七ページの農林水産業費関係について申し上げます。

畜産業費四千二十八万二千円の減額は、口蹄疫の終息に伴い、九月までの対策費として予算措置しておりました時間外勤務手当、消毒作業委託料、口蹄疫対策補助金等の執行残であります。農地費五百八十八万五千円の追加は、県補助金の追加交付による農村振興総合整備事業負担金の追加、及び農業農村活性化推進事業農道改良工事の執行残の減額が主なものであります。

三十九ページの林業費の林業振興費二千七百四十二万六千円の追加は、資源循環利用推進型林業構造改善事業を活用して平成十二年一月に旧蒲生町に設立された協業組合ケトラファイブが、平成二十三年一月に解散することに伴う国庫補助金返還金の追加及び森林整備地域活動支援交付金の減額が主なものであります。

造林事業費百二十七万四千円の減額は、公有林整備事業委託料であります。

次に、四十一ページの商工費関係について申し上げます。観光費四百三十八万円の追加は、旧山田出張所を解体し、山田凱旋門の観光用駐車場を整備するための経費であります。

次に、土木費関係について申し上げます。四十四ページの住宅費の建築住宅管理費は、加治木地区の西岩原住宅一棟二戸の解体工事費並びに加治木地区の朝日町住宅及び始良地区の建昌団地に係る移転補償費の追加や、耐震改修促進計画策定業務委託料の執行残の減額が主なものであります。

住宅建設費二百七十四万八千円の減額は、蒲生地区の大迫団地及び川東住宅の建築確認申請手数料等の追加、並びに大迫団地設計委

託料の執行残の減額であります。

次に、四十五ページの消防費関係について申し上げます。

常備消防費百五十六万円の減額は、救急自動車等の修繕料の追加と、高規格救急自動車の入札残の減額であります。

次に、四十六ページの教育費関係について申し上げます。

小学校費の教育振興費二千五百四十二万九千円の追加は、平成二十三年度分の教科書等の購入費用が主なものであります。

四十七ページの中学校費の学校管理費三百三十九万二千円の追加は、現在帖佐中学校において総合学習で活用されている土地の購入経費であります。

教育振興費二百二十六万六千円の減額は、パソコン借上げ料等が主なものであります。

四十八ページの幼稚園費一千二百八万二千円の追加は、私立幼稚園就園奨励費補助金が主なものであります。

四十九ページの社会教育費の公民館費百五十二万二千円の追加は、始良公民館グラウンドのバックネット改修工事費及び脇元地区公民館の自動ドア修繕料が主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は四億八千九百二十八万四千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は二百七十三億四千四百三十一万一千円となります。

この財源といたしましては、十一ページから二十二ページまで掲げておりますとおり、地方交付税二億三千万円、分担金及び負担金二百八十二万二千元、国庫支出金三億三千五百十六万六千元、県支出金四千百一十一万四千元、繰越金六百七十四万二千元、諸収入三千九百三十四万円などで対処いたしました。

次に、第二条債務負担行為の補正について申し上げます。

六ページの債務負担行為の追加については、まず口蹄疫経営維持緊急資金利子補給事業は、口蹄疫の発生により被害を受けた畜産農家の経営を再建するために必要な資金を融通する際の利子の一部を助成するもので、期間を平成二十三年度から平成三十二年までと定め、限度額を借入額の千分の六・二に相当する金額とするものであります。

次の家畜疾病経営維持資金利子補給事業は、口蹄疫の発生により被害を受けた畜産農家が、経営継続のため家畜疾病経営維持資金を借り入れた場合に、その借入利子の一部を助成するもので、期間を平成二十三年度から平成二十五年までと定め、限度額を借入額の千分の七・三七五に相当する金額とするものであります。

次の、竜門小学校特別支援教室用プレハブ校舎賃借に伴う債務負担行為は、期間を平成二十三年度から平成二十七年までと定め、限度額を六百万円とするものであります。

次に、第三条、地方債の補正について申し上げます。  
七ページの地方債補正については、まちづくり交付金事業ほか、各種事業費の増減に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

○議長（兼田勝久君）　しばらく休憩いたします。十分程度といたします。

午前十一時　三分休憩

午前十一時　十四分開議

○議長（兼田勝久君）　休憩前に引き続き会議を開きます。



引き続き、市長提案を受けます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 次に、議案第一一三号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、総務費、保険給付費、前期高齢者等納付金及び諸支出金を計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書十ページの総務費関係について申し上げます。

総務管理費の連合会負担金五万七千円は、国保連合会の広報負担金の単価変更に係る負担金で、十一ページの医療費適正化対策事業費七万三千円は、臨時職員の単価改正による差額であります。

次に、十二ページの保険給付費関係について申し上げます。

療養諸費の一般被保険者療養給付費三億円と一般被保険者療養費五百万円及び十三ページの高額療養費の一般被保険者高額療養費四千万円は、一般被保険者に係る医療機関に支払う現物給付、及び現金給付、高額療養費であります。

十四ページの出産育児諸費の出産育児一時金四百二十万円は、被保険者の出産に係る一時金であります。

次に、十五ページの前期高齢者納付金等について申し上げます。

前期高齢者納付金等七万五千円は、二十二年度納付金の変更に伴うものであります。

次に、十六ページの諸支出金について申し上げます。

償還金及び還付加算金の一般被保険者及び退職被保険者等の保険税還付金、並びに償還金は、二十一年度の決算見込みに係る国庫負

担金等の返納金と還付金であります。

以上、歳出予算の主なものにつきまして申し上げますが、これらの補正総額は四億一千五百五十一万四千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は八十二億一千三百三十九万九千円となります。

この財源といたしましては、五ページから九ページまでに掲げてありますとおり、国庫支出金一億五千八百九十三万四千円、県支出金二千二百四十二万九千円、繰入金二百六十六万六千円、繰越金二億三千四百八十八万五千円で対処いたしました。

次に、議案第一一四号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、総務費と医業費を計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。お手元の予算書七ページの総務費について申し上げます。

施設管理費の一般管理費百四万二千円の主なものは、診療所に係る修繕料、診療所敷地内の剪定委託及び医療産業廃棄物に係る処理委託料であります。

次に、八ページの医業費について申し上げます。

医薬品衛生材料費六百万円は、保険診療に係る医薬品購入費であります。

以上、歳出予算の主なものにつきまして申し上げますが、これらの補正総額は七百四万二千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は八千四百五十五万円となります。

この財源といたしましては、五ページと六ページに掲げてありますとおり、診療収入の国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療の外來収入と一部負担金収入三百万円及び前年度繰越金四百四万二千

円で対処いたしました。

次に、議案第一一五号平成二十二年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、主に保険料還付金であります。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書八ページの総務管理費二万九千円は、後期高齢者医療システムのライセンス更新とネットワーク接続の手数料であります。

九ページの健康保持増進事業費十二万円は、訪問指導者の謝金であります。十ページの償還金及び還付加算金五十五万円は、過年度分の保険料還付金であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は六十九万九千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は七億九千九百九十九万円となります。

この財源といたしましては、五ページの一般会計繰入金十四万八千円、六ページの鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金五十五万円ほかで対処いたしました。

次に、議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険制度の認定調査等費に係る社会保険料の改正等に伴う補正と介護給付費等の過不足に伴う補正、及び翌年度清算方式に基づく返納金に伴う精算返納に必要な経費などを計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書十五ページの総務費について申し上げます。

介護認定審査会費の認定調査等費八万一千円の主なものは、認定調査員の社会保険料の改正に伴う共済費の追加であります。

次に、十六ページの保険給付費関係について申し上げます。

介護サービス等諸費の介護サービス給付費一千六十万円は、サービス給付の増加に伴う不足分であります。

十七ページの介護予防サービス給付費二千二百九十万円は、サービス給付費の増加に伴う不足分であります。

十八ページの高額介護サービス等費の高額介護サービス費三百九十万円の減額は、サービス給付費の減少に伴うものであります。

十九ページの特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費一千四百万円の減額は、サービス給付費の減少に伴うものであります。

次に、二十ページの地域支援事業費関係について申し上げます。

まず、介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費百二万二千円の減額の主なものは、保健師等の賃金について、現在の職員体制での対応が可能であるための不用分と、車検代の不足分であります。

介護予防一般高齢者施策事業費の共済費四万一千円は、長期臨時職員の社会保険料の改正に伴う不足分であります。

二十一ページの包括的支援事業・任意事業費の包括的支援事業費六百六十四万七千円の減額の主なものは、出向職員の給与負担金として当初予算に計上していましたが当該職員が市役所職員として採用され、任用期間が終了したための不用分であります。

任意事業費四百五十三万六千円は、自立支援配食時見守り事業の対象者増と、紙おむつ支給対象者増に伴う不足分であります。

次に、二十二ページの諸支出金について申し上げます。償還金及び還付加算金の償還金七千三百五十八万円は、平成二十一年度の国庫負担金及び県負担金の実績に伴う返納金であります。

二十三ページの繰出金の一般会計繰入金二千八百八十八万円は、市負担金の実績に伴う一般会計への返納金であります。

以上、歳出予算につきまして概要を申し上げますが、これらの補正総額は一億八百七十六万九千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算規模は五十一億七千八百四十万円となります。

この財源といたしましては、七ページから十四ページに掲げてありますとおり、第一号被保険者保険料百十九万円、介護給付費負担金六百八十七万円、国庫補助金の調整交付金百十九万六千円、介護給付費交付金四百七十一万五千円、介護給付費繰入金百九十五万一千円、一般会計繰入金八十万一千円、繰越金の前年度繰越金九千五百四十六万円などで対処いたしました。

次に、議案第一一七号平成二十二年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、地域包括支援センターにおける介護予防計画作成事業費の実績見込みによる経費を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書六ページの介護予防サービス計画作成事業費の四十六万円の減額は、介護予防サービス計画を作成いたします介護支援専門員の共済費七万五千円及び要支援者の介護予防サービス計画を委託するための経費十八万五千円を増額し、介護支援専門員の賃金七十二万円を減額するものであります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は四十六万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は六千三百七十二万八千円となります。

これらに伴う歳入につきましては、五ページの一般会計繰入金四十六万円の減額で対処いたしました。

次に、議案第一一八号平成二十二年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第一号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、簡易水道等施設費の修繕料と工事請負費と飲料水供給施設管理費の修繕料を主に計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。お手元の予算書六ページの簡易水道等施設費関係について申し上げます。

簡易水道施設費の簡易水道施設管理費四十万円の主なものは、施設機器類の故障や、漏水修理に対処するための修繕料、また、簡易水道施設設置費の四百万円は成美簡易水道山元地区の送水管布設替工事に伴う追加であります。

七ページの飲料水供給施設費の飲料水供給施設管理費百二十万円は、目木金水源地の送水ポンプが故障したため、この修繕に係る経費と、漏水等に対処するための修繕料であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は九百三十万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算規模は一億三千五百八十八万一千円となります。

この財源といたしましては、五ページの前年度繰越金九百三十万円に対処いたしました。

次に、議案第一一九号平成二十二年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

ます。

今回の補正は、主に公共枋設置工事に要する経費を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書六ページの総務管理費について申し上げます。一般管理費の主なものは、人夫賃金四十一万一千円、重機借上料三十一万八千円及び原材料費二十四万円を追加するものであります。

以上、歳出予算について申し上げますが、これらの補正総額は、九十二万四千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は六千二百三十二万四千円となります。

この財源といたしましては、五ページの前年度繰越金九十二万四千円で対処いたしました。

次に、議案第一二〇号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、損益勘定において収入を九百五万一千円増額するとともに、資本勘定において収入を一千三百七十一万九千円、支出を五百五十万円、それぞれ増額補正するものであります。

まず、第二条、収益的収入及び支出について申し上げます。

お手元の予算書九ページの水道事業収益の営業外収益は、無水源地域簡易水道の起債償還金利子と児童手当、子ども手当に係る一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、第三条、資本的収入及び支出について、十ページの資本的支出から申し上げます。

建設改良費の改良費五百五十万円は、河川改修に伴う山田水源地改修基本設計業務委託料を計上いたしました。

この財源といたしましては、十ページの資本的収入の補償金として県からの補償金で対処することとしております。

また、同じく資本的収入の他会計繰入金の補正八百二十一万九千円は、無水源地域簡易水道事業の起債償還元金を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、議案第一二二号始良市過疎地域自立促進計画策定の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成二十二年三月に過疎地域自立促進特別法の一部を改正する法律が成立し、過疎地域自立促進特別措置法が平成二十七年まで延長して施行されることを受け、同法第三十三条第二項の規定により、引き続き本市蒲生地区が過疎地域の指定を受けたことに伴い、始良市過疎地域自立促進計画を策定しようとするものであります。

本計画の策定により、蒲生地区内で実施されるさまざまな事業について、ソフト・ハード両面において、国庫補助率のかさ上げや、地方債等の支援措置を受けることができることとなります。

これにより、人口減少や高齢化などの課題を抱える蒲生地区内において、住民の安全・安心を確保する事業の実施や、よりきめ細かな施策を、切れ目なくこれまで以上に積極的に講じていくことができるかと考え、本計画を策定するものであります。

次に、議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木特産品売場ふれあい物産館）につきまして御説明申し上げます。

「加治木特産品売場ふれあい物産館」は、始良市の特産品等を展示・販売することにより、観光の振興及び地域経済の活性化を図る

ことを目的としている施設であります。

同施設は、平成十八年度から指定管理者制度を導入し、これまで株式会社山形屋ストアが管理運営を行っておりますが、本年度で指定管理の期間が終了いたしますので、平成二十三年度からの指定管理者について公募をいたしましたところ、株式会社山形屋ストアのみの応募となりました。

同社はこれまで同施設の指定管理者として実績もありませんので、引き続き指定管理者候補者として選定するものであります。指定管理の内容といたしましては、公の施設の名称は「加治木特産品売場ふれあい物産館」で、所在地は始良市加治木町本町四〇一番地であります。

指定管理者となるべき団体は、株式会社山形屋ストアで、指定期間は平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までであります。

なお、指定管理候補者の概要等につきましては、お手元の参考資料に記載しておりますのでお目通しください。

次に、議案第一二二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）につきまして御説明申し上げます。

始良市働く女性の家は、働く女性及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図ることを目的としており、具体的には、一般教養、職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催や、スポーツ及びレクリエーション等余暇活動施設として活用されている施設であります。

同施設は、これまで直営にて管理運営をしておりましたが、県内の同様の施設の約半数が指定管理者制度の導入を行っている状況を踏まえ、以前より指定管理者制度を導入すべき施設として検討を行

ってきた経緯があります。

今回、平成二十三年度からの指定管理者について公募をいたしましたところ、三事業者から応募があり、そのうち、「鹿児島市勤労女性センター」などの指定管理者としての実績があり、施設の運営方法や管理体制及び指定管理料の額など、総合的にすぐれている株式会社総合人材センターを指定管理候補者として選定するものであります。

指定管理の内容といたしましては、公の施設の名称は「始良市働く女性の家」で、所在地は始良市西餅田三三一一番地一であります。指定管理者となるべき団体は株式会社総合人材センターで、指定期間は平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までであります。

なお、指定管理候補者の概要等につきましては、お手元の参考資料に記載しておりますのでお目通しください。

次に、議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）につきまして御説明申し上げます。

始良市蒲生観光交流センターは、観光の推進や、交流人口の増加とあわせて地域の振興を図ることを目的に、観光及び特産品の情報発信の拠点として設置されたものであります。今回、指定管理を行う施設は、同センターの近隣に位置する築後約百年の古民家を再生し、センターの別館として利用しようとするものであります。

今回、同施設について指定管理者制度を導入するに当たり、現在始良市蒲生観光交流センターの指定管理者である株式会社ファイインに、同施設と一体となった指定管理を行わせることが適切であると

判断し、指定管理候補者として選定するものであります。

指定管理の内容といたしましては、公の施設の名称は「始良市蒲生観光交流センター別館」で、所在地は始良市蒲生町上久徳二二三二四番地であります。

指定管理者となるべき団体は株式会社ファインで、指定期間は、始良市蒲生観光交流センターの指定管理の期間と終期を合わせるため、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとしております。

なお、指定管理候補者の概要等につきましては、お手元の参考資料に記載しておりますのでお目通しください。

次に、議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）につきまして御説明申し上げます。

始良市蒲生ふるさと交流館は、平成十八年四月、幼保一元化施設「大楠ちびっ子園」の運用開始を受けて閉鎖された旧蒲生保育所の施設を、平成二十一年度に改修し、歴史・民俗、芸術及び図書等に関する資料を収集・保管・展示して一般の利用に供するとともに、蒲生地区の「芸術文化の拠点づくり」に寄与する目的のために設置されたものであります。

本件は、同施設の管理につきまして、「特定非営利活動法人 Lab 蒲生郷」を指定管理者に指定しようとするもので、同法人は、地域に精通し、地域に密着した事業体であることから、公募によらない指定管理候補者として選定したところであります。

同法人は、始良市蒲生ふるさと交流館周辺にある、蒲生の大クスや、観光交流センター、くすくす館など、自然や歴史・文化・観光施設として点在している資源を線で結び、観光資源としてとらえ、

「観光ネットワークづくり」に貢献されております。

また、社会教育の観点からも、地域住民の生きがいづくりや、青少年の育成、子育て支援などにも大いに貢献が期待できる法人であり、蒲生地区の地域力の中心的役割を担っています。

今後、周辺施設とのネットワークを視野に入れた事業展開が実現可能であり、また地域の人材活用、雇用の創出等、地域との連携も期待できると考えております。

指定管理の内容としましては、公の施設の名称は始良市蒲生ふるさと交流館で、所在地は始良市蒲生町上久徳二二四一番地であります。

指定管理者となるべき団体は「特定非営利活動法人 Lab 蒲生郷」で、指定期間は平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までであります。

なお、指定管理候補者の概要等につきましては、お手元の参考資料に記載しておりますのでお目通しください。

次に、議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定に関する件（米丸地区いきいき交流センター）から議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（中央B地区いきいき交流センター）までは、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

本件は、蒲生地区の米丸地区いきいき交流センターほか、八地区のいきいき交流センターの管理につきまして、それぞれの地区公民館を指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

今回、継続して指定管理者による管理を行います9地区のいきいき交流センターは、住民相互の交流と生涯学習の促進を図るとも

に、地域の活性化及び福祉の増進に寄与するために設置したもので、地区公民館活動の拠点として、また災害緊急時の避難所としても使用される施設であります。

このため、指定管理者制度により、地区公民館が管理を行い、運営主体を地区公民館が担うことにより、施設の利活用や、地域の活性化がさらに図られることから、引き続き地区公民館を指定管理候補者として選定したところであります。

議案第一二六号は、米丸地区いきいき交流センターの管理について、米丸地区公民館に、議案第一二七号は、西浦地区いきいき交流センターの管理について、西浦地区公民館に、議案第一二八号は、小川内地区いきいき交流センターの管理について、小川内地区公民館に、議案第一二九号は、中央A地区いきいき交流センターの管理について、中央A地区公民館に、議案第一三〇号は、下久徳地区いきいき交流センターの管理について、下久徳地区公民館に、議案第一三一号は、川東地区いきいき交流センターの管理について、川東地区公民館に、議案第一三二号は、白男地区いきいき交流センターの管理について、白男地区公民館に、議案第一三三号は、迫地区いきいき交流センターの管理について、迫地区公民館に、議案第一三四号は、中央B地区いきいき交流センターの管理について、中央B地区公民館に、それぞれ指定管理候補者として選定するものであります。

指定管理者に管理を行わせる期間は、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までであります。

なお、指定管理候補者の概要等につきましては、お手元の参考資料に記載しておりますのでお目通しください。

次に、議案第一三五号始良・伊佐地区介護保険組合規約の変更について御説明申し上げます。

本件は、始良・伊佐地区介護保険組合からの通知に基づき変更しようとするもので、障害者自立支援法に基づく審査判定に係る組合負担金について、現行の算定方法では、認定有効期間の影響により、各年度で市町間の負担割合の変動が大きいことや、この制度を導入して既に五年が経過しております。このようなことから、負担割合については実績に応じて調整する必要があるため、市町負担割合の年度変動幅の是正に向けて、平成二十三年以降の市町負担金の算定方法を、構成市町の前々年度以前の三年間の実績件数の割合による算定に変更しようとするものであります。

次に、諮問第五号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきまして御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御活躍いただいております黒江景文氏が、平成二十三年三月三十一日をもって任期満了となりますので、再度黒江氏を委員候補者として推薦するものであります。

黒江氏は、小学校教諭として永年勤続された後、退職後の現在も帖佐小学校区内にある「よねやま児童クラブ」の指導員として、クラブ設立当初から児童の健全育成に積極的に取り組んでおられます。人柄は温厚誠実で、識見も高く、広く社会の実情にも精通されており、平成十七年四月から人権擁護委員としても豊富な経験をいかなく発揮しております。

これまでの二期六年の経験を生かし、今後その職務を十分に遂行できる最適任者として認め、諮問するものであります。

次に、諮問第六号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につ

きまして御説明申し上げます。

人権擁護委員として御活躍いただいております木場順子氏が、平成二十三年三月三十一日をもって任期満了となりますので、後任として西尚美氏を委員候補者として推薦するものであります。

候補者の選考に当たりましては、人権擁護委員年齢基準及び人権擁護委員法の趣旨等を十分に勘案し、本市の人権擁護委員として活発な活動が期待でき、かつ人権擁護について理解のある方を委員候補とすることを念頭に置き、人選を進めてまいりました。

西氏は、旧加治木町において教育委員として尽力され、現在は、英会話講師として生涯教育・学校教育の向上や、青少年の育成並びに地域社会教育活動に積極的に取り組まれ、また長年にわたり食生活改善推進員として食育の分野で活躍しておられます。

人柄は温厚誠実で、識見も高く、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として活発な活動が期待される方であります。

今後、その職務を十分に遂行できる最適任者と認め、諮問するものであります。

以上、提案をいたしております、議案七十件及び諮問二件につきまして、一括してその概要を御説明申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお謀りします。ただいま、提出案件七十二件について、提案理由の説明が終わりましたが、議案第一〇九号は十一月三十日の会議で、その他の案件の処理は十二月六日と十日の会議で行いたいと思っております、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第一〇九号は十一月三十日に、その他の案件の処理は十二月六日と十日の会議で処理することに決定しました。

△散 会

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は十一月二十五日午後一時十分から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

午前十一時五十分散会